

(令和 6 年 12 月 2 日決定)**旭川市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会審査方針****1 目 的**

この審査方針は、旭川市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会が旭川市民生委員推薦会から推薦された民生委員・児童委員（主任児童委員を含む。以下「民生委員等」という。）候補者について、民生委員等の適否を審査するに当たり必要な審査基準等を明らかにするものである。

2 選任の基本的考え方

社会奉仕の精神を持ち、常に市民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで社会福祉の増進に努める役割を担う民生委員等の果たすべき役割がますます重要となっていることに鑑み、民生委員等の職務を遂行できる真の適任者を選任するものとする。

3 適格要件

民生委員等の適格要件は、民生委員法、昭和 37 年 8 月 23 日厚生省発社第 285 号厚生事務次官通知及び平成 25 年 7 月 8 日雇児発 0708 第 12 号社援発 0708 第 5 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知並びに平成 13 年 11 月 30 日雇児発第 762 号社援発第 2115 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知に基づくほか、この審査方針によるものとする。

4 審査基準**(1) 特別要件**

次の要件を満たさない者については、民生委員等として選任しないこととする。なお、この場合、旭川市民生委員推薦会に対し、適格者の再推薦を求めるものとする。

① 年齢要件について

新任の場合は、原則 7 2 歳未満の者とする。ただし、地域の実情により 7 2 歳未満の者の選出が困難で、やむを得ないと判断できるときは、例外的に 7 5 歳未満の者も認めることとする。

再任の場合は、原則 7 5 歳未満の者とする。ただし、これまでの活動実績を十分勘案し、今後の活動に支障がないと認められる者とする。また、地域の実情により 7 5 歳未満の者の選出が困難で、やむを得ないと判断できるときは、例外的に 7 8 歳未満の者も認めることとする。

② 議会議員との兼職について

議会議員が民生委員等を兼職することについては、民生委員法第 1 6 条の趣旨等を踏まえ、これを認めないこととする。

(2) 一般要件

民生委員等の候補者の適否については、次の要件を考慮して総合的に判断するものとする。

① 地域の実情の把握

その地区に概ね5年以上居住し、地域の実情を十分に把握していること。

② 時間的余裕

民生委員等の活動に必要な時間（概ね週14時間以上）を割くことができること。

③ 民生委員等の活動状況

再任にあたっては、民生委員協議会への出席率が任期中に概ね60%以上であること。

④ 社会福祉への関心

ボランティア活動を行う等社会福祉への関心が高く、理解と熱意があること。

⑤ その他

会社員、公務員等被雇用者については、所属長の理解が得られていること。

5 審査の対象

民生委員法第5条第2項に基づき、旭川市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会において審査する民生委員等候補者は、原則3年ごとの任期満了に伴う一斉改選時に推薦する者とし、任期内において欠員を補充する場合には、欠員補充対応の迅速化、効率化などの観点から審査の対象としないものとする。ただし、欠員補充時であっても、特に意見聴取を行うべき事案についてはこの限りでない。

なお、同法の規定に基づき、市長が民生委員等の再推薦を命ずる場合及び民生委員等の解嘱を厚生労働大臣に具申する場合は、その全てが審査の対象となる。

附 則

この審査方針は、令和7年12月1日以降に委嘱する民生委員等の審査において適用する。